

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 福島県選挙管理委員会
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における繰上投票を行う投票区及び投票期日を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び福島県選挙分会長の職務を代理すべき者を選任した件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会場の場所及び日時を定めた件
- 参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第十六号

令和元年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 選挙長

福島市渡利字平内町五十四番地の二 遠藤 俊博

#### 二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市太田町三十三番五号メゾンフォンテーヌ三一〇 金子 市夫

### 福島県選挙管理委員会告示第十七号

令和元年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 選挙長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

#### 二 立候補の届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎五階正庁

### 福島県選挙管理委員会告示第十八号

令和元年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

#### 二 届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

### 福島県選挙管理委員会告示第十九号

令和元年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙につき、選挙会の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり指定し、当該選挙会の日時を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 福島市杉妻町三番四十五号 杉妻会館二階けやき
- 二 日時 令和元年七月二十四日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第二十号

令和元年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

市町村名	投票区名	繰上投票期日
榎枝岐村	尾瀬投票区	令和元年七月二〇日

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

令和元年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 令和元年七月四日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

令和元年七月二十一日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第六項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 令和元年七月五日午後六時

- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第二十三号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び福島県選挙分会長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県選挙分会長  
福島市泉字三斗時六番地の二十一 岩淵 敬
- 二 福島県選挙分会長の職務を代理すべき者  
福島市渡利字柗町五十四番地の一 深谷 一夫

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所 福島市杉妻町二番十六号  
福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、福島県選挙分会場の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり指定し、当該福島県選挙分会場の日時を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 福島市杉妻町三番四十五号 杉妻会館二階かえで
- 二 日時 令和元年七月二十四日午前十一時三十分

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、投票記載所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

一 日時 令和元年七月四日午後六時三十分  
 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会  
 委員長 遠藤 俊博